

■ 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について【要介護】

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分を越すこと	
		利用者	利用者負担額	利用者	利用者負担額	利用者	利用者負担額	利用者	利用者負担額	利用者	利用者負担額
身体介護	昼間	1,810円	181円	2,710円	271円	4,292円	429円	6,276円	627円	6,276円に 910円を加算	628円に 91円を加算
	早朝・夜間	2,265円	226円	3,392円	339円	5,365円	537円	7,848円	784円	7,848円に 1,138円を 加算	785円に 114円を加算
	深夜	2,715円	272円	4,065円	407円	6,438円	644円	9,414円	941円	9,414円に 1,366円を 加算	941円に 137円を加算
生活介護 生活支援 介護 を行う 場合 続き	サービス提供時間数 サービス提供時間帯			20分以上 45分未満		45分以上 70分未満		70分以上			
	昼間			3,436円	343円	4,162円	416円	4,888円	488円		
	早朝・夜間			4,295円	430円	5,202円	520円	6,110円	611円		
深夜			5,145円	515円	6,243円	624円	7,338円	733円			
生活支援	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 45分未満		45分以上					
	昼間			1,983円	198円	2,439円	243円				
	早朝・夜間			2,482円	248円	3,046円	304円				
深夜			2,981円	298円	3,663円	366円					
通院等のための 乗降又は降車の介助		昼間		早朝・夜間		深夜		片道の料金です。			
		1,073円	107円	1,344円	134円	1,615円	161円				
初回加算		2,168円	217円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、 初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合 又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に							

■ 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について【要支援】

サービス提供区分		訪問型サービス（Ⅰ）		訪問型サービス（Ⅱ）		訪問型サービス（Ⅲ）	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合	基本	12747円/月	1275円/月	25,463円/月	2,546円/月	40,400円/月	4,040円/月
	2級サービス提供責任者を 配置している場合	11,472円/月	1,472円/月	22,916円/月	2,292円/月	36,360円/月	3,636円/月
	上記の90%	上記の90%	上記の90%	上記の90%	上記の90%	上記の90%	
月途中でサービス提供 を開始（終了）する 場合	基本	422円/月	42円/月	834円/月	83円/月	1,333円/ 月	133円/月
	2級サービス提供責任者 を配置している場合	379円/日	38円/日	750円/日	75円/日	1200円/日	120円/日
	×日数	×日数	×日数	×日数	×日数	×日数	×日数
初回加算		2,168円		217円		新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問 介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合また は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	
介護職員処遇改善加算Ⅱ		介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる事を目的として算定。上記の利用料のひと月の合計に48/1000を乗じた金額。					